

令和2年度 女性（婦人）団体運営補助金 評価表 NO. 64

所管部課名	社会教育課		担当者	神園 芳美				
事務事業名	成人教育事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会補助金等交付要綱							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和2年度 予算額	国県支出金		一般財源		その他		その他の内容	
	960千円		0千円		960千円		千円	
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	指導者養成事業への参加者数			20		令和7年度		
成果指標②								
補助対象者	①薩摩川内市女性団体連絡協議会（女団連） ②薩摩川内市地域女性団体連絡協議会（地女連）							
補助対象経費	旅費、需用費、活動費、通信費、市長が特に必要であると認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	①出合いサポート事業、レクリエーション大会 他 ②地区保健福祉学習大会、飲酒運転根絶キャンペーン 他							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内							
上記項目の積算方法								
補助 過 去 3 カ 年 の 事 業 決 算 状 況 等 の	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	184,980	14.5%	112,883	9.2%	64,942	6.0%
		会費収入	38,000	3.0%	68,100	5.6%	59,400	5.5%
		事業収入	97,980	7.7%	44,783	3.7%	5,542	0.5%
		寄付金・その他助成	49,000	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
		市補助金	960,000	75.3%	960,000	78.7%	960,000	89.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)	129,482	10.2%	147,665	12.1%	50,441	4.7%
	計	1,274,462	100.0%	1,220,548	100.0%	1,075,383	100.0%	
	支出	事業費	559,283	43.9%	428,666	35.1%	398,767	37.1%
		人件費	64,000	5.0%	63,000	5.2%	58,000	5.4%
		その他事務費	60,788	4.8%	89,970	7.4%	69,860	6.5%
		会議費	69,326	5.4%	227,971	18.7%	135,554	12.6%
		助成金	347,100	27.2%	340,000	27.9%	330,000	30.7%
		負担金	26,300	2.1%	20,500	1.7%	26,500	2.5%
		(翌年度繰越金)	147,665	11.6%	50,441	4.1%	56,702	5.3%
計		1,274,462	100.0%	1,220,548	100.0%	1,075,383	100.0%	
支出計/前年度支出計				95.8%		88.1%		
自己資金/前年度自己資金				61.0%		57.5%		
翌年度繰越金/市補助金		15.4%		5.3%		5.9%		
交付件数		2件		2件		2件		
成果指標の推移①		20人		18人		13人		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】各団体の自己資金の確保を図る 【事業のPR方法】広報誌、FMさつませんだい、ポスター等で広報 【費用対効果】各種女性団体をまとめ女性大会等を実施。交通安全、保健福祉等の地域活動 【補助事業以外の事業】市ほか行政機関の委員活動 【その他】市内の各種助成団体の連絡協議会							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地女連及び女団連の構成する地域は異なっているが、それぞれの地域での活動を通して、地域づくりに寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	会員の高齢化に伴い、それぞれの団体も会員が減少してきている。地区コミ協の女性部の活動もあるが、その地域での活動が中心となっており、市全域を対象とした女性団体としての活動が重要であり、一定の補助が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	女性団体の活動及び会員も減少傾向が見受けられるが、それぞれの団体の目的に向け、研修会等の開催を通じて、会員の資質向上が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	女性の地位向上及び組織の充実を図ることにより、人材の育成も図られる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	限られた予算の中で事業を展開するには、補助金の交付以外は考えにくい。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	自主財源が少ない状況であるが、研修費や事業費及び各地域での活動費が主なものであり、著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 2つの女性団体については、それぞれの目的、会員構成のもと活動している。女性の地位向上や活動の充実を図るため、現状のまま継続としたい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ ・活動運営費の補助金交付 ・適切な助言と指導者養成事業への協力		≪まとめ≫

女性（婦人）団体運営補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる女性（婦人）団体運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 女性（婦人）団体運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 女性（婦人）団体の運営を円滑に行うために、団体維持等に必要なものであること。
- (2) 市女性団体連絡協議会及び市地域女性連絡協議会が作成した事業計画に基づき、各種事業を実施するもので、女性（婦人）団体の活動を通し、明るく住みよい地域社会づくりに貢献するものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

（補助金の額）

第3条 女性（婦人）団体運営補助金の額は、予算で定める額以内とする。

（補助対象経費）

第4条 女性（婦人）団体運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 旅費
- (2) 需用費
- (3) 活動費
- (4) 通信費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる経費。

（交付の申請）

第5条 女性（婦人）団体運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月1日とする。

2 女性（婦人）団体運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認め

る書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 組織図
- (2) 会員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(交付の基準)

第6条 女性（婦人）団体運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に女性（婦人）団体運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 女性（婦人）団体運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会議開催記録
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 女性（婦人）団体運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 女性（婦人）団体運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。